

入札参加者の皆様へ

設計資材単価等決定基準及び施工歩掛決定基準の改正について

土木部技術管理課
平成26年10月1日

○公共工事及び業務委託の設計価格の算出において、特殊な建設資材や施工歩掛で、個別のメーカー等に見積書を収集して資材単価や施工歩掛を決定する場合は、これまで最低価格を採用していましたが、平成26年10月1日から改正することとしました。

なお、改正の概要は、以下に記載します。

建設資材単価等決定基準について

○見積価格の決定方法

・5社以上から収集した見積価格をもとに

従来は、**最低価格を採用**

改正後は、**平均値の価格を採用**

○対象工事等

・土木工事及び業務委託（建築・設備を除く）

施工歩掛決定基準について

○施工歩掛の決定方法

・5社以上から収集した施工歩掛をもとに

従来は、**最低価格を採用**

改正後は、**平均直下の歩掛を採用**

○対象工事等

・土木工事及び業務委託（建築・設備を除く）

詳細は、技術管理課のホームページをご覧ください。

技術管理課／公表図書／平成26年度土木・建築関係事業単価表参考資料

URL : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/86096.pdf>